

利用者負担額

支給認定区分

1号認定

該当施設等

幼稚園
認定こども園

単位：円

階層	定義 市町村民税は前年度課税額(9月分以降は当年度分)	負担額	
1	生活保護世帯等	0	
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他世帯	2,000
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他世帯	2,000
4	市町村民税所得割課税額 61,600円以下	ひとり親世帯等	6,100
		その他世帯	6,500
5	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	10,300
		その他世帯	11,000
6	市町村民税所得割課税額143,100円以下	12,500	
7	市町村民税所得割課税額211,200円以下	14,000	
8	市町村民税所得割課税額211,201円以上	17,600	

◆市立幼稚園の利用者負担額の経過措置

市立幼稚園の利用者負担額は、平成31年度までの期間で段階的に負担額を引き上げ、平成32年度に左表の負担額となるよう経過措置を適用します。

ただし、在園児および平成27年4月8日までに入園した子どもは、第4階層から第8階層の負担額を6,000円とする経過措置を卒園まで適用します。

詳しくは、教委学校教育課または市立幼稚園にお問い合わせください。



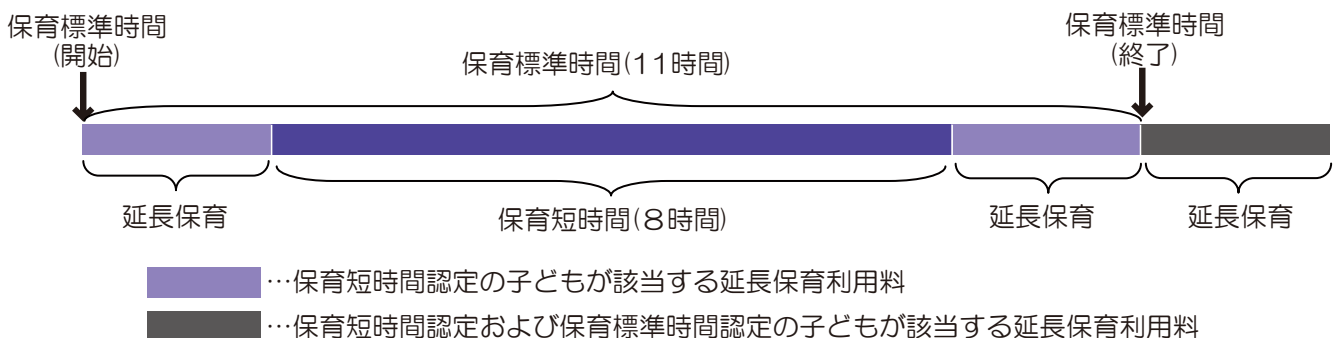
利用者負担額以外の利用料など

市で定める利用者負担額以外に、次のような費用が別途必要になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

● 保育所などの延長保育利用料

保育施設などの保育開始時間(開所)から11時間を超えて保育を利用する場合は、保育必要量の認定区分にかかわらず、延長保育利用料が必要です(一部の施設で実施)。また、保育短時間認定の子どもについては、保育短時間(8時間)を超えて保育を利用した場合にも、延長保育利用料が必要です(全施設で実施)。

保育所における延長保育利用料の考え方



● 幼稚園の一時預かり事業の利用料

一部の市立幼稚園で行う、教育標準時間を超過して行う預かり保育は、新制度開始に伴い、地域子ども・子育て支援事業の一つである一時預かり事業(幼稚園型)となり、別途利用料が必要です。

● 実費および上乗せ費用

通園費・教材費などの実費や、教育や保育の質を向上するために必要な費用として上乗せ費用を徴収する場合があります。

